

厚生労働省発基安0213第6号

令和5年2月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 テールゲートリフター操作業務の特別教育義務化

労働安全衛生法第五十九条第三項の安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない危険又は有害な業務に、テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）を追加するものとする。

二 運転者が運転位置から離れるときの措置

1 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者にフォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置く措置を講じさせなければならないものとしているところ、当該措置の対象となる荷役装置からテールゲートリフターを除くものとする。

2 1の措置について、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又

は運転しようとしている場合は、この限りでないものとする。

3 事業者は、2の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならないものとする。

4 貨物自動車の運転者は、2の場合において、3の措置を講じなければならないものとする。

三 昇降設備の設置義務及び保護帽の着用義務の範囲拡大

1 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。3において同じ。）又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。3において同じ。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならないものとする。

2 1の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するとき、1の昇降するための設備を使用しなければならないものとする。

3 事業者は、(一)から(三)までのいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業又は(一)から(三)までのい

れかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業を行うとき(三)に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならないものとする事。

(一) 最大積載量が五トン以上のもの

(二) 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの

(三) 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの(二)に該当するものを除く。)

第二 施行期日

この省令は、令和五年十月一日から施行すること。ただし、第一の一は、令和六年二月一日から施行すること。